

○新座市既存木造住宅耐震改修等助成金交付要綱

平成21年4月28日

告示第183-3号

(趣旨)

第1条 この告示は、既存木造住宅の耐震改修等を実施する者に対して、予算の範囲内において新座市既存木造住宅耐震改修等助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則(昭和47年新座市規則第23号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 新座市既存木造住宅耐震診断助成金交付要綱(平成21年新座市告示第183-2号)第5条に規定する者が実施する同要綱第2条の耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修設計 耐震診断により上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について、当該建築物の上部構造評点が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるよう実施する改修工事の設計をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて、当該耐震改修設計を行った者の適切な監理の下に実施される工事をいう。
- (4) 建替工事 現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の敷地に建築物を新たに建築する工事をいう。
- (5) 耐震シェルター等設置工事 建築物が倒壊した場合において、安全な生存空間の確保が見込める1階部分に、市長が指定する耐震シェルター又は防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)を設置する工事をいう。
- (6) リフォーム工事 増築、改築、修繕及び模様替えに関する工事その他市長が適当と認める工事であって、当該工事に要した費用の額が50万円以上であるものをいう。
- (7) 重度障がい者居宅改善整備 新座市重度障がい者居宅改善整備費助成事

業実施要綱（平成13年新座市告示第77-2号）第3条に規定する居宅の改善整備をいう。

(8) 耐震改修等 耐震改修設計及び耐震改修工事、建替工事又は耐震シェルター等設置工事をいう。

(9) 耐震改修併用工事 耐震改修設計及び耐震改修工事並びにリフォーム工事又は重度障がい者居宅改善整備を併せて同一の建設業者（第5条に規定する者をいう。）が実施する工事をいう。

(10) 要援護者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障がい補償年金又は障がい年金を受給している者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金その他の公的年金のうち障がいを支給事由とする年金を受給している者

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条の規定により要介護認定又は要支援認定を受けている者

カ 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

キ 65歳以上の者

（令3告示120・令4告示164-2・一部改正）

（対象建築物）

第3条 助成金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された地階を除く階数が2以下の一戸建ての木造住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）で、建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築主事の確認をいう。）を取得しているものとし、耐震診断により上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める建築物を対象建築物とすることができる。

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 対象建築物を自己又は1親等の親族が所有していること。
- (3) 対象建築物に居住していること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 第8条第1項の規定による交付決定の通知前に、耐震改修等の実施に関する契約を締結していないこと。
- (6) 建替工事にあつては、自己の居住の用に供すること。
- (7) 耐震シェルター等設置工事にあつては、要援護者が対象建築物に居住していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、助成金の交付を受けることができる者とすることができる。

(令3告示120・一部改正)

(耐震改修等を行う者)

第5条 助成金の交付の対象となる耐震改修等を行う者は、原則として市内に存する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者であつて、市税等を滞納していないものとする。

(助成金の額等)

第6条 耐震改修設計及び耐震改修工事、建替工事又は耐震改修併用工事に係る助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替工事に要した費用の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円(要援護者が対象建築物に居住している場合は60万円)を限度とする。
- (2) 耐震改修併用工事のうち、リフォーム工事を伴う場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に、リフォーム工事に要した費用の額(その額に重度障がい者居宅改善整備による助成その他の補助制度の対象となる経費

が含まれるときは、当該経費の額を除いた額)に100分の5を乗じて得た額(その額が10万円を超えるときは10万円とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

ア 要援護者が対象建築物に居住していない場合 耐震改修設計及び耐震改修工事に要した費用の額(その額が50万円を超えるときは50万円とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 要援護者が対象建築物に居住している場合 耐震改修設計及び耐震改修工事に要した費用の額(その額が80万円を超えるときは80万円とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(3) 耐震改修併用工事のうち、重度障がい者居宅改善整備を伴う場合は、耐震改修設計及び耐震改修工事に要した費用の額(その額が80万円を超えるときは80万円とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

2 耐震シェルター等設置工事に係る助成金の額は、耐震シェルター等の購入及び設置に要した費用の3分の2に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、40万円を限度とする。

3 第1項第2号のリフォーム工事に要した費用の額は、居住の用に供する部分以外の部分を含む建築物における屋根、外壁等のリフォーム工事の場合にあっては、リフォーム工事に要した費用の額に、居住の用に供する部分の床面積を建築物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替工事に係る助成金の交付に当たっては、第1項の合計額から同項第4号に規定する額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

5 助成金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。

(令3告示120・一部改正)

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、新座市既存木造住宅耐震改修等助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければなら

ない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類
 - (2) 対象建築物を自己又は1親等の親族が所有していることが確認できる書類
 - (3) 耐震改修等を実施する建設業者の建設業許可通知書の写し
 - (4) 付近見取図、配置図、各階平面図（建築物の床面積の記載があるもの）及び現況写真
 - (5) 耐震診断の結果報告書
 - (6) 申請者の市税等の納税証明書又は非課税証明書
 - (7) 耐震改修等又は耐震改修併用工事に要する費用が分かる見積書の写し
 - (8) 新座市既存木造住宅耐震改修等種目別（実績）工事費内訳書（耐震改修併用工事に限る。）
 - (9) リフォーム工事を行う箇所の工事实施前の写真（耐震改修併用工事のうち、リフォーム工事を伴うものに限る。）
 - (10) 耐震シェルター等を設置する箇所の工事实施前の写真（耐震改修等のうち、耐震シェルター等設置工事に限る。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、第4条第6号の規定及び前条第1項第1号の規定（要援護者が対象建築物に居住している場合に限る。）に該当する場合は、当該事実を証する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項の規定により申請書に添付すべき書類の一部を省略することができる。

（令3告示120・一部改正）

（交付決定）

第8条 前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、新座市既存木造住宅耐震改修等助成金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付に係る耐震改修等の実施に関する契約を締結することができるものとする。

（耐震改修設計等）

第9条 助成対象者は、耐震改修設計、建替工事のための設計及び耐震シェルター等設置工事のための設計の完了後、速やかに新座市既存木造住宅耐震改修設計等完了届出書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類その他市長が必要と認めるものを添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事に係るもの 耐震改修設計図、耐震診断書（耐震改修設計後のもの）及び耐震改修工事費内訳書

(2) 建替工事に係るもの 建替えに係る建築物の建築確認済証及び建替工事費内訳書

(3) 耐震シェルター等設置工事に係るもの 耐震シェルター等設置工事費内訳書

(4) 耐震改修併用工事に係るもの 耐震改修設計図、耐震診断書（耐震改修設計後のもの）、耐震改修併用工事費内訳書及び新座市既存木造住宅耐震改修等種目別（実績）工事費内訳書

2 前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、耐震改修設計、建替工事のための設計及び耐震シェルター等設置工事のための設計が適当でないと認めるときは、当該助成対象者に対し、是正のために必要な措置をとるよう指導するものとする。

3 助成対象者が前項の規定による指導に応じないときは、市長は、前条の規定による交付決定を取り消すものとする。

（令3告示120・一部改正）

（変更等承認申請）

第10条 助成対象者は、第7条の交付申請の内容を変更し、又は耐震改修等を中止しようとするときは、新座市既存木造住宅耐震改修等内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し耐震改修工事

又は耐震改修併用工事の状況に関し報告を求め、又は現地を確認することができる。

(完了報告)

第12条 助成対象者は、耐震改修等又は耐震改修併用工事の完了後、速やかに新座市既存木造住宅耐震改修等完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、受領委任払（助成対象者が耐震改修等を行った建設業者に対し助成金の受領を委任することをいう。第15条において同じ。）により第14条に規定する助成金の請求をしようとするときは、第2号の書類に代えて当該建設業者からの請求書を提出しなければならない。

(1) 耐震改修等に係る契約書の写し

(2) 耐震改修等又は耐震改修併用工事に要した費用が分かる領収書の写し（これを添付できない特段の理由がある場合にあっては、市長が定める書類）

(3) 耐震改修等又は耐震改修併用工事の内容が分かる工事状況写真

(4) 工事検査状況報告書（耐震改修等のうち耐震改修工事を伴うもの及び耐震改修併用工事に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、耐震改修等が建替工事に係るものであるときは、建築基準法第7条第5項の検査済証及び建替え後の建築物の登記事項証明書を提出しなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、耐震改修併用工事がリフォーム工事を伴うものであるときは新座市既存木造住宅耐震改修等種目別（実績）工事費内訳書を、重度障がい者居宅改善整備を伴うものであるときは新座市重度障がい者居宅改善整備費助成事業実施要綱第8条の規定により交付された助成金の内容が確認できるもの及び新座市既存木造住宅耐震改修等種目別（実績）工事費内訳書を提出しなければならない。

4 第1項の報告書は、第8条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(令3告示120・令4告示164—2・一部改正)

(交付確定通知)

第13条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、第8条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、新座市既存木造住宅耐震改修等助成金交付確定通知書により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、新座市既存木造住宅耐震改修等助成金請求書により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第15条 前条の規定による請求があったときは、助成対象者に対し助成金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により助成金の交付があったときは、助成対象者に対し助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の返還)

第16条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付を受けた助成金を返還させることができる。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

(令4告示83・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年5月1日から施行する。

(リフォーム工事の特例)

2 廃止前の新座市個人住宅リフォーム資金補助金交付要綱(平成21年新座市告示第193号)による補助金の交付を受けた建築物について行う増築、改築、修繕及び模様替えに関する工事は、当該補助金の交付の日から5年を経過するまでの間は、第2条第6号に規定するリフォーム工事に該当しないものとする。

附 則(平成21年告示第343号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第443号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年告示第274号）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の新座市既存木造住宅耐震改修助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の認定申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年告示第87号）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市既存木造住宅耐震改修等助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の認定申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年告示第93号）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市既存木造住宅耐震改修等助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の認定申請について適用し、同日前の認定申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年告示第77号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第90号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第120号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第83号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第164—2号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年告示第28号）

この告示は、告示の日から施行する。